

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成24年12月11日（火曜日）

総務消防委員会

日時 平成24年12月11日（火曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、消防本部
 - 第154号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第162号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第195号議案～第207号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 企画部、作手総合支所
 - 第152号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第155号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第156号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第157号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第158号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第159号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第160号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第161号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	中西宏彰	副委員長	鈴木達雄
委員	丸山隆弘	滝川健司	菊地勝昭
議長	夏目勝吾		

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、消防本部、企画部、作手総合支所の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊藤千加

開 会 午前9時00分

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第152号議案及び第154号議案、第155号議案から第162号議案まで、第195号議案から第207号議案までの23議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、第154号議案 新都市指定管理者選定審議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 まず、第4条の学識経験者という、この判断基準は誰がどのように判断されて、どういう基準で学識経験者を選ばれますか。

○中西宏彰委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 学識経験を有する方につきましては、基本的に大学の教授の資格をお持ちの方を前提としております。有識者も入るといような定義もあろうかと思えますけれども、現在は税理士の方に入っておりますが、有識者という判断で、学識経験者という形は予定をしてございません。

判断につきましては、指定管理の選定に関する、その施設の区分に応じまして、要請があった場合に判断をするというような格好になるかと思えます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 指定管理者ですので、指定管理の物件によって、それにふさわしい知識、知見を持っている大学の先生という解釈でよろしいですね。

それと、(4)のその他市長が必要と認める者とありますが、この辺の判断基準と、これは全く市長の一任というか、市長が選ばれるということによろしいですか。

○中西宏彰委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今のご質疑の内容のとおりになろうかと思いますが、先ほどの話と重複いたしますが、施設の種類ごとにそれぞれ専門分野の知識を有する方のご意見が必要になる場合が多くなるかと思えます。そういった場合に、学識経験者でない、専門的なその分野の知識、経験を有する方を選ぶということが適当ではないかということが想定されますので、そのような場合にその分野ごとに専門知識、経験を有する方を選んでいきたいということで、こういう委員の区分を設けてございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 最後にもう一点、この審議会は報酬はないですよね。

○中西宏彰委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 先日、議会の皆様方に附属機関の関係の一覧をお渡ししてございますが、そこに記載のとおりでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 附属機関のことを全般的に聞いていいのかな。総括で聞きたいことはどこでやればいいのか。

総務部行政課が窓口になっているということですのであれですけど、以前、附属機関の設置及び運営に関する要綱の運用についてという資料をいただきました。その中で、当然、いろんな基準で、女性の比率ですとか、在任期間が10年を超えないとか、特別な事情がある限りは市議会議員、市職員は入れないとか、それぞれ決め事があるもので、今後こういう方向でいかれると思うんですけど、この委員会の所管ではない部分で聞くのも何なんですけど、総括でということと言いますと、現時点では女性が一人も入っていない委員会というのが多々あります。それも27年までには30%というような方向が示されておりますので、そういう形になっていくと思えますけれども、問題は人選に当たって特定の人が幾つ

もの附属機関に所属しております。今回いただいた資料をチェックしますと、一人の方が最大六つの委員会に所属しております。その辺のことをもう少し決めておかないと、特定の市民が六つもの附属機関に所属するという事は、ちょっと私はいかがかなと思いますし、ほかに、議長さんは議長という立場で五つぐらいの委員会に所属しております。これは議長という立場で所属されているもので、いいと思います。一般市民が、一般市民というか、ある会の代表になると思うんですけど、誰のことを言われているかわかっていますよね。把握されていない。

個人名は出していいのかな。まずい。とにかく女性の方です。ある女性の方が六つの附属機関に所属されています。そういったこともいかがかと思しますので、この規定、要綱に対して兼務というか、幾つまで所属することが許されるのかという判断基準は特にないでしょうけれども、そういう人選の仕方はふさわしくないのかということをお願いということと、議員は基本的に所属しないということになっていますが、ある議員さんは肩書を持って、別の会の会長ということで最大五つぐらいに所属しています。議員としての所属は一つか二つですけど、あとは違う会の代表という形で附属機関に四つ所属しています。そういった場合は、一応会の代表でも、議員という公職にある以上は、そういった附属機関にも会の代表ではなくて副会長に出てもらおうとか、そういうふうにしないと、この要綱の趣旨に大分反してくる。これは議員としてではなく、一般市民として参加しているという言い方もできるかと思いますが、市民はそういうふうに見ないと思いますので、その辺の運用を気をつけていただかないと、せっかくこういうような形で統一的な基準と運用をされるんだったら、もう少しそこら辺を配慮されたほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 ありがとうございます。

今回、この附属機関の見直しに当たりまして、こういう一覧的なものを初めてつくったような形がございますので、今回のこういったものをベースにして、今後、今いただいたようなご意見、女性の登用等につきまして、行政課で全般的な管理というのは非常に難しいところがございますので、運用については改めて確認をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そのように今後お願いしたいと思います。

154号に戻りますけど、先ほど報酬が7,500円ですけれども、当然、市の職員は、副市長はないですけれども、学識経験者その他市長が必要と認める者については7,500円というような解釈なのか、ほかの附属機関の学識経験者だと、その人だけ高かった事例があったりとか、そういった扱いをしていますけど、ここの場合は学識経験者も市長が必要と認める者、市民あるいは市外の人も含めて、一律7,500円でくくってしまうということなのか、特別扱いはしないということですか。

○中西宏彰委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 一律の報酬の支払いという形で想定をしております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第154号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第162号議案 新城市消防賞じゅつ金等審査委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第162号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第195号議案 市有財産の無償譲渡から第207号議案 市有財産の無償譲渡までの13議案を一括議題とします。

これより本13議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 今までに結構、市有財産の無償譲渡でどんどん進めてきたわけですが、かなり進んできたかと思いますが、あとどれぐらいがまだあるでしょうか。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 今、予定しております

全施設は129施設ございまして、今までにお認めいただいたのが11施設、今回提案させていただいておるのが13施設で、合わせて24施設でございますので、残りは105施設という予定をしております。

以上です。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 まだ105施設、予定しているものがあるということですが、どのぐらいの時間内に、期限はどれぐらいをめぐりにして進めているのか聞きたいと思います。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 何分、地元のほうが受け入れの態勢が整わないとなかなか話も進まないということで、それぞれの担当課でそういったお話を進めさせていただいてはおりますが、なかなかすぐに全部というような状況にもいかないですし、ここで年限を区切っていつまでにやらないと壊しちゃうとか、そういう問題でもないと思いますので、地道にこつこつとやらせていただきたいなというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 相手のあることですので、市役所の思うようになかなか進んでいかないかと思いますが、やはりなかなか受け皿ができないというんですか、地縁団体をつくるのになかなかやっかいなこともあるかなと思うんです。以前に比べて、新城市になってから地縁団体づくりが簡単にはなったなと思うんですが、そこらあたりはアドバイスをどんどんして進めていかないと、なかなか地元任せだけでは進まないのではないかと思いますので、お願いします。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 登記等をする場合は地縁団体をお願いしているわけですが、今回の13施設の中でも地縁団体は4施設だけでございますので、それ以外については行政区で受け入れをさせていただいているというような状況

でございますので、地縁団体ができなければ譲渡ができないというような状況ではないということをご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、地縁団体をつくりたいといった場合は、行政課で指導をさせていただいておりますので、お手伝いはさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 地縁団体をつくらなければ譲渡できない場合と、つくらなくてもいいという、その差はどこかで判断されるんですか。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 ご地元の皆さんが自分たちのものとして登記したいという場合は、地縁団体をつくって登記するということとなりますが、今のままでいいよというような場合ですと、行政区で受け入れという形になるかと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本13議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第195号議案から第207号議案までの13議案を一括して採決します。

本13議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第195号議案から第207号議案までの13議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。

休憩 午前9時17分

再開 午前9時20分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、第152号議案 新城市地域自治区条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 気づいた点でお尋ねしますが、区長会と協議会の役割ですけど改めてお聞きします。整合性といいますか、その辺のところを教えてください。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 区長会と地域協議会の役割というところではございますが、まず地域協議会につきましては附属機関という形になりますので、市長の附属機関という形になります。地域の多様な意見を反映するために住民により組織されるものです。区長会につきましては、住民により任意に設置された自治組織に対して、現在は行政の依頼事項などをお願いするというので、行政区設置条例等で行政区という形で設置をさせていただいております。その中で、住民の方々が任意で区長会というものを組織されているというのが実態かと思えます。

その部分につきまして、地域協議会というものが地域の多様な意見を考えていく上で、区長会というものは現在、地域の中において非常にいろいろと、取りまとめ等、ご意見、過去からの積み上げというところがございまして、ぜひご協力をお願いしたいということをお願いしているという関係性でございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それに関連しまして、今回、自治区設置によって区長会、そもそも各行政区の区長さんたちも兼ねて、全体運営として動かれる場合が想定されるんですけども、そういうときに、これは地域によって違うと思うんですけども、報酬の問題ですね。この間、一般質問で前崎議員がいろいろ述べられましたけれども、区長としての仕事、それから協議会としての仕事、その辺のすみ分けというんですか、非常にこれは難しいかとも思いますけれども、意見調整をしなければならぬ区長さんたちの仕事もあるということで、報酬に絡んで非常に微妙なところで、大変なんですけれども、区長以外の方は、区長は兼務されていないものですから、協議会の委員として出られる、という形になるとやはりその辺の明確な、報酬に限ってですけど、立場が違って来るかなと思うんです。責任の重さと言っただけじゃありませんけれども、区長さんはかなり重大な責任を負うという立場、協議会の委員として一般から選出された委員さんは協議会の委員のみということで、非常にこの辺は重大な役割だなということで、それに対して報酬、前回の前崎議員の一般質問の中では、一部の声で3千円としたという発言が最後のほうにありましたけれども、この辺のところはどうなのかなと。広く全般に公平にするならば、やはり費用弁償、報酬、こういうものは適度に支給すべきではないかなと思うんですけども、それについて、そういうところの細かい検討というんですか、区長としての立場と協議会の委員としての立場と、公募または地元から推薦された協議会の委員との報酬に限ってですけど。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 協議会の委員につきましては、構成を区域内に住所を有する者のうちから市長が選任するという自治法の規定に基づいて選任をさせていただくものでございまして、その責任の重さにつきましては、区

長さんがそういった形で委員に出ておられる方、またはそれ以外で委員に出てきておられる方、それについて地域協議会の中におけます責任ということは同一であるというような考え方があります。その中で、1回につきまして会議にご出席いただくについて3千円という報酬をご提案させていただいているものでございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 額はともかく、報酬そのものの意味合いから考えると、地域自治区に關しての協議会の役員さんたちの役割というのは非常に重大であるという意味合いから、報酬そのものについては私は考慮すべきだと、最大限検討すべきだという立場で私は言うんですけど、今までに資料をいただいた中で、設置されてから協議するということが盛んに、一昨日の一般質問の中でもご回答されていると思うんですけど、何を協議するのかということなんですけど、報酬のあり方について設置された以降、考えていくのか。いろいろ資料をいただいた中でそういうことが書いてあるんです。この辺のところはどうなっているのかなと思うんですけど、ふらついているのか、報酬の考え方そのものが。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 設置されてから協議するという部分でございしますが、報酬に限らず、地域協議会というものはかなり地区の実情について広範な議論をしていただくということが想定されております。その中で建議機能というものを持っておりますので、その中で例えば自分たちの報酬についても議論することは一応可能かと思えます。ただ、報酬ということになりますと全市的な、ある意味統一的な部分もありますので、ある地域のところだけが報酬がなくなるという建議を出して、すぐにそれが通るというところは、やはり報酬という性格上、報酬条例というものも今回おかけさせていただいているところもご

ございますので、また議会などにもお諮りして審議していただくという手続きは必要になってまいるかと思えます。

ただ、そういった中で地域協議会から建議という形で報酬を辞退すべきではないのか、報酬を支給しないことができるというような規定に地方自治法上なっているかと思えますが、そうした規定をもとに辞退、支給しないほうがいいのではないかという問題提起、あるいは委員の負担というものが当初想定より非常に思いなので、もっと支給すべきではないのかというようなところを建議のような形で提案していただきまして、また市長部局として、理事者側として提案させていただくということになってまいろうかというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 協議会そのものの時間的なものも、今までいただいた資料の中で約3時間を想定しておって、1時間当たり1千円ぐらいが妥当であろうと、計3千円ぐらいが妥当であろうという基礎根拠は明らかになっているんですけれども、そういう形でこれが実施された後においては、とにかく初年度以降、まず軌道に乗るまで3年、4年とかかるものですから、かなりの労力、最初の協議会委員さんたちは大変ご苦労されるかなと想定されます。

今までの説明会の中でいろいろと地域から声が上がった中での報酬についての検討というものが、去年、おとしですか、これは制度化してやっていかないといけないということになって、判断された経過だと思いますけれども、そこにおいて地域協議会そのものに、現状を私から見て、10の自治区の中でかなり、あるところは協議会の委員さんが大勢みえて、また少ないところもある。その辺で力の格差というんですか、力と言っではいけないですけど、自治区を発展させるための協議会の声というもの、その辺である程度の格差がある

のかなと思うんです。格差という言葉で言うてはいけないかもわかりませんが、この辺のところも考慮した中で、報酬というものについての位置付けを明らかにしていただいたと、こういうふうに私は理解するんですけど、そういう意味合いも含まれてのことで結構でしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 委員のおっしゃるとおりでございます。やはり格差と言うべきなのか、要はそれぞれの地域事情という中で、地域的な結合がある程度は従来からあった部分、あるいは今回提案させていただいて、やっぺいこうというような地区がそれぞれある中で、やはり委員というものを出していく中で、なかなか委員を頼みづらいという意見も、今でも区長の選出に困っているというような意見もありましたし、やっぺいいく中でやはり非常に重要な部分があるということで、報酬を出すべきではないのかというところが、意外と鳳来、新城、満遍なく出ているというようなところがありますので、そういった中で判断をさせていただいた次第でございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次の質疑になりますけれども、各自治区の予算の算出方法、改めてお聞きしたいんですけれども、10地区に対しての面積、人口割等々を考慮された配分予定額、これをお願いしたいと思えます。

もう一点、面積、人口ということが基礎根拠になっています。面積というのはどういう範囲なのか、縮小された新都市の図面で渡されておりますが、それではどうもわからんものですから、大字単位で区切られているのか、また山だけを取ると、共有物件として、財産区だとか、地域共有の財産というものがあって、それが自治区をまたいだ形というのがあるかと思えます。そういうものも細部に見られて算出根拠にされているのかどうか、お願いいたします。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 まず、先に各自治区ごとの金額を申し上げさせていただきます。

平成24年10月1日現在の数値ではじいた数字がございますので、そちらを申し上げさせていただきます。まず、地域自治区予算でございます。市役所が事業を実施するためのものがございますが、新城地域自治区が約730万円、千郷地域自治区が1,270万円、東郷地域自治区が1,080万円、舟着自治区が240万円、八名自治区が690万円、鳳来中部地域自治区が400万円、鳳来南部地域自治区が360万円、鳳来東部が760万円、鳳来北西部が710万円、作手が750万円ということになっております。総額で6,990万円という形でございます。

それから、地域活動交付金でございます。こちらは住民の活動に対して支援するものがございますが、新城が360万円、千郷が610万円、東郷が500万円、舟着が100万円、八名が310万円、鳳来中部が180万円、鳳来南部が130万円、鳳来東部が290万円、鳳来北西部250万円、作手が250万円というふうになっております。

面積の単位でございますが、行政区単位で計算しております。選挙区割りをやるときに行政区単位で面積を計算した資料がございましたので、面積についてはそちらを使用させていただいております。

人口につきましては、先ほど申し上げましたが、地域の中で説明をしているときには23年8月現在の数字を使っておりましたが、最新の状況ということで、現在は24年10月というものではじいたものがありましたので、今回はそちらでご報告をさせていただいております。ひょっとすると、お手持ちの資料の数字と違うかもしれませんが、人口の算出時期が違うというところでご理解いただければと思います。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 先ほどの質疑の中で言いましたけれども、要は市有財産、私有財産も含めて、地域の財産も含めて、この自治区割りの中で財産そのものがまたがっているということは当然想定されるんですけども、そういう場合にどういうふうに運営されていくのかなど。例えば、鳳来で言えば中部、南部、この中でまたがって、山が一番わかりやすいと思うんですけど、山の財産が双方にあるという場合に、その山自体を生かした地域活動というのが当然出てくると思うんです。そういうものについて、今後どういうふう to 考慮していくのかお聞きします。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 基本的には地域自治区の範囲の中でご議論をいただくという形になるんですけども、例えばそれが、個人所有の山がほかのところ、例えば鳳来東部と北西部にまたがってあったような場合、それがなおかつ地域において課題としてやっていくような場合ですけれども、例えばそういった場合には、地域自治区条例で申し上げますと、第10条のところに連絡調整という規定がございます。複数の地域にわたる課題に共通の認識を持って解決に当たるため、地域協議会の連絡及び調整のための会議を年1回以上開催するということの中で、基本的にこちらは10自治区の情報共有というところを念頭に置いておりますが、例えば委員がおっしゃったように、複数地域自治区にまたがる案件というようなものについて協議するような場というものも設ける規定がございます。その中で事務所の担当者同士が連絡を取り合い、双方の地域協議会に働きかけて解決を図っていくということを想定しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 先日、議会の質疑の中でも日当のことですか、報酬のことが3千円とい

うのがいろいろ質疑されていたんですが、これを見ますと日額3千円ということで、日数とか、そういう縛りは何もないものですから、活動する地域というのはかなり金額が多くなっていってしまうんじゃないかと思ったり、活動しない地域は、活動しないから少なくて当たり前なんですけど、何かそこら辺で縛りのようなものがないと、切りがなくなっていってしまうんじゃないかという心配もあるし、そこら辺は良心的に委員の皆さんは活動してくれると思うんですが、ちょっとそこら辺のことについてお考えがあったらお聞きしたいと思ったりします。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 報酬につきましては、そもそもの考え方でございますが、報酬について地方自治法上、支給しないこととすることができたかと思ったりしますが、書き方がありまして、もともと法の制定当初は報酬を支給しないというような形で提案されていたものが、内閣法制局のところで業務の対価に対して報酬を支給しないということについて規定するということが認められないということで、支給しないこととできるというような曖昧な言い方になったということは確認しております。

そうした中で、やはり報酬というものについては業務の対価という形になります。その中で、報酬につきましては202条の次の地方自治法203条の中で非常勤嘱託員につきましては勤務日数に応じ、これを支給することができるということが203条の2の第2項のところを書いてございます。そのところで逐条解説などを読みましても、非常勤嘱託員についてはその勤務日数に応じてこれを支給するというような書き方がなされております。これは、やはり非常勤の委員という性格上、従事したのに対して報酬を支給するという発想があるところから、そのような形になっております。

その流れから、日額というところで整理をさせていただいたということがございます。そうした中で、今、委員さんがおっしゃったような際限がなくなるのではないかと言う部分のご心配の声もいただいております。ただ、私どものほう、地域協議会を開催するというのは当然事務局も委員さん方と日程調整をしながらやっていかないといけない部分がございます。そうした中で、やはり事務局の作業の部分も結構ございまして、現在は地域協議会設立準備会というものを地域の中でやらせていただいておりますが、事務局が追いつかないということで、申しわけございませんということで日程調整をさせていただくこともございます。そうしたところで実務的に歯どめをかけていくということは可能かと考えております。ただ、熱心なご議論をいただく中でどうしていくのかということについても、こちらについても実際に運営していく中で委員の方々とご相談をさせていただくことになるのかなというのが正直なところでございます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 真剣に取り組んで、地域のことを少しでもよくしようと思って、委員の皆さんが一生懸命に取り組んでいただいて、それをやっていくのに実務的な面でブレーキになっちゃって、今の説明だと遅くなる可能性もあるかなというようにも取れると思うんですが、地方自治法でもそういうことが決まっているなら、これをどうのこうのと差をつけるのはなかなか難しいかなと思うんですが、運用面で委員の皆さんが真剣に取り組んでくれるということを周りの人たちも認めていけば、別に問題はないかなと思ったりしますが、そこらあたりがちょっと心配かなと思ったりします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 報酬のことが出ていますの

で、ついでに報酬のことをお伺いします。

当初の提案は無報酬、これは自治的なまちづくりへの参加ということで無報酬。だけど、最初の制度だといろんな仕事、負担があるからとてじゃないということで意見の声があって、報酬をつけるということに変わったと私は理解していたんですけど、それに間違いはないですね。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 地域の意見だけで判断したわけではなくて、地域の中の意見の声としまして、負担が発生するというところについて報酬をつけるという意見をまずいただいております。その中で、23年10月に今回の案を出しているときには、地域自治区予算制度というもの、あるいは地域活動交付金制度というようなもので市役所から依頼することが明確になった制度を用意しておりますので、その制度を実施していくに当たっては、やはり地域のことを考えるということでもかなり負担だよというご意見なども合わせて報酬を支給するというところで考えているところがございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 当初案では地域自治区予算は制度上なかったし、地域活動交付金は市で総額2千万円程度という形で、それが23年10月では7千万円の3千万円という形であるわけですが、それに応じてという形で3千円という根拠になったということだと思うんですけど、当初の制度に対してはいろんなフォロー、市の職員の助ける制度とか、その辺がまだ曖昧なままで、地域担当制度と現状のままにするという形での提案だったものですから、かなり地域の人たちが不安に思っ、負担感を感じておったと。それを補う案として、地域振興事務所の職員と地域活動支援員という形で補助して、そういった負担を和らげる形にしたにもかかわらず、報酬をつけたと、そういうことですよ。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 市の職員のフォローがあるにせよ、やはり市からの依頼業務ということについてご議論いただいているところで、報酬をつけることについて特に法上で禁止しているものではないというところからつけさせていただいたという次第でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 当初案の地域協議会委員の役割と、修正後の地域協議会委員の役割はどう違いますか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 一緒でございます。やはり地方自治法の202条の5だったかと思いますが、地域協議会の権限がございますので、そちらに書いてあるところは変わっておりません。ただ、その中で審議する内容について、地域自治区予算や地域活動交付金という非常に明確なものが出てきたというのが23年10月の案ということでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、当初案の協議会委員の役務と修正案の協議会委員の役務は差がありますか、一緒ですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 基本的には変わりがないということになります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 変わりはなくて、当初案は無報酬で修正案は報酬をつけたという事実ですね。やることは変わっていないということですのでよろしいですね。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 そういうことになります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それが当初はあったけど、ゼロの提案をした。修正案では役務の提供は同じだけど報酬をつけたという変化があった

ということによろしいですね。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 地域協議会委員というところについては、今委員がおっしゃるような形です。ただし、当初案にはまちづくり住民会議というものの設置をお願いするものがございました。これは、例えば地域の中の活動している団体が地域自治区ごとに一つの団体をつくっていただいて、そこに対して権限委譲するというような発想を持っていたのが、当初の22年10月の案でございます。その中のまちづくり住民会議において役員報酬などを支給するということはありますよというようなご説明は一部させていただいておったところですよ。

済みません、先ほど202条の5が権限というふうに申し上げましたけれども、202条の7が正しかったので訂正させていただきます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 経過はわかりました。

それでは、3千円の根拠も一般質問で出ていたと思いますけれども、説明ですと裁判員制度の日額、8時間を時間当たりになると1千円だから、1回の会議を3時間で3千円という説明だったと私は理解しておりますけど、それに間違いはないですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 間違いございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、今定例会にたくさん出ておる附属機関の報酬につきましては、資料をいただいた根拠として、市職員の給料の平均時間単価を求め、1回当たりの平均時間数を掛けて報酬を出したと。平均時間単価が2,500円と。市の職員の方の時給はかなりいいなということですけど、世間一般の感覚からすると、時給2,500円というのかなりあれですけど、それは置いておいて、各委員会の平均所要時間が3時間とするから、今回は2,500円という提案がされています。

その提案について整合性を聞かれたときに、専門的知見を生かす立場だから、地域協議会委員の1千円と違って、こっちは2,500円でも専門的知見を生かすから整合性はありますという説明でしたけれども、それは間違いないですか。

○中西宏彰委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 一応そういう形であります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 確かに、附属機関の中には専門的知見の方もいますし、それぞれの立場、代表する方とかいますけれども、一般市民で公募された方もおるわけです。特に専門的知見がないと言っては失礼ですけども、同じ市民で一般的に選ばれる地域協議会、これも区の代表ですとか、肩書を持った人がいますけど、片や附属機関で選ばれる市民が2,500円と1千円、同じ立場、同じ専門的知見と言っていいのかもしれませんが、それでも1千円と2,500円の差があるわけですけど、それでも整合性があると言い切るわけですか。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 地域自治区におけます地域協議会委員の考え方といたしましては、自治法におけます考え方といたしましては、住民の主体的な参加を期待するものであるという地域協議会の性格上、その構成員は、先ほど申し上げましたが、原則無報酬とするというような形で第27条の地方制度調査会で答申が出されまして、そうした協議の中で、自治法の中で地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるというような経緯の中で、先ほどの一般の審議会、附属機関としての委員と地域協議会委員という形では、法的な解釈の中でも差異があるものというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、一般質問で答えられた整合性があるというのと今の説明は

違ってくるように解釈するんですけど、無報酬とすることができるのに、あえて報酬をつけたということで差があるというふうに解釈するのか、一般質問の答えと矛盾しているような気もするんですけど、それにしても、こっち側の根拠とこっち側の根拠がちょっと、場当たりと言っては失礼ですけど、無理やり根拠をつけたような数字にしか私は思えないんですけど、そうですかとは聞けないし、そうですとも答えられないでしょうけど、そういう感覚を受けるわけです。はっきり言って根拠がないんじゃないかと私は思うんですけど、そうなってくると今度は附属機関も含めた非常勤特別職の報酬の時間単価2,500円についての判断も分かれてくると思いますけど、この場合はまた後の議案でやりますけど、その辺でいくと、とにかく声があったから3千円つけておこう、理由は後から考えたというふうにはしか思えないし、本当の意味での報酬として払うのだったら、役務の提供に対する報酬という形で単価をちゃんとやるべきだし、裁判員裁判の報酬と地域協議会委員の業務内容は全く違いますので、それを準用して決めること自体が私は不適切だと思うんです。協議会の業務の内容に対する、ふさわしい報酬をちゃんと示すべきであったにもかかわらず、裁判員制度を参考にしたという説明は、私はそぐわないと思うんですけど、その辺について見解をお伺いします。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 実際問題、やる業務内容は全く同一ではないと思います。裁判員制度と地域協議会委員のやることというのは全く違います。その中で、ただ目的としまして市民感覚を生かして行っていくというところについては似た部分があるというところで、まずここのところを一つ参考にさせていただいたというところがございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そこを参考にするのか、市

の他の委員、附属機関の委員、あるいは報酬ではない需用費の中の報償費とか、いろんな形で今でも市の委員に払っている金額がありますよね。今回、いろいろ統一されましたけれども、その前は要綱で需用費の中の報償費で払っている金額とか、いろいろな扱い方が統一されていなかったわけですけど、そういったものも参考にすべきであって、今みたいな言い方もできるかもしれませんけれども、それは同じ市の中での扱いという形でいけば、そういった形のほうが私は説明としてふさわしかったのではないかと思うんですけど、裁判員制度を持ち出したことについて私はすごく違和感を覚えております。裁判員制度は人の人生を左右する判決を下す、あるいは命を絶つかもしれない判断をしなければいけない立場の人と同じ報酬を持ち出すこと自体が私は不適切だと思っております。わかりますか、その意味。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 わかります。ですが、地域の中において、いろいろな決定をしていただくというところの重さというものもございますので。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 報酬についてはまた議論ですけれども、報酬の回数についても先が読めない部分が当然あるし、地区によっては、先ほど菊地委員が言われたように、回数が重なる地区もあるでしょうし、要するに事務局が立ち会わない自主的な会合には当然報酬は発生しないんでしょうけど、事務局が立ち会うような会議には、その都度報酬が支払われて、上限は当然ないわけですよね。その辺の事務的な煩雑さとか、回数が重なることにより出費が伸びていくことに対して、その辺をどういうふうに考えられるのか。ある程度の制限を設けるといってもおかしいですけども、同じ地域協議会でも一つの結論を出すのに、5回会議をやらないと出せない会議と、違う

地域は10回も20回も会議をやらないと同じ結論のところまで到達しない、多分温度差があると思うんです。その辺によって報酬が地域ごとに分かれてくる、同じことを決めるにしても報酬が地域ごとに分かれてくるという、それを不平等と言っていいのかわかりませんが、変わってくるんです。その辺のことも含めると、こういった報酬の支払い方というのはいかがなものかということなんですけど、どうでしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 各地域ごとに、例えば同じ問題に対する課題に対して結論を出すのに差異が発生するという部分が、確かに生じ得るといふふうに思います。先ほどおっしゃったように、5回、10回という地域がそれぞれ出てきます。それに当たって、それぞれ報酬格差が出てくるという部分は、報酬を支給するという立場からですと、確かにそうなんですけれども、ただ5回で終われる地域と10回じゃないとやれない地域がそれぞれあって、その中で一つの結論に達していくというところを見ていくという部分がこの地域自治区制度というものは大きいのではないのかなと。

さらに、回数という部分につきましては、ただ単に1回で済むことをわざと2回に分けてやるというのではなくて、1回で済むものは1回で済むというところは、ある意味、モラルに働きかけるしかない部分というのは当然あるのかなというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 1回でできるものを2回に分けるとか、そういうモラルの話をしているつもりはないですので、その辺は誤解のないようにしていただきたい。

そういう考え方でいくと、1回幾らで回数で払うという考え方と、一つの業務をなし遂げる、到達点に達するまでが仕事の完了、それに対する報酬という考えでいけば、何回会

議をやっていただいても結構です。ここの地点に到達するまでの報酬はどこの委員の皆さんも同じですよという報酬の考え方もできるかと思うんですけど、そういう検討の余地はないですか。言っている意味はわかりますか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 おっしゃる意味はわかります。私どもとしましては、先ほどの繰り返しになってしまうんですが、一応は203条の2の勤務日数に応じてというところに基づいてご提案をさせていただいてございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 提案がそうなっていますので、そういう答えになるのはわかりますので、そういう考え方もできるというふうに私は理解すべきだと思います。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 根本的なところも今の議論の中でもあるんですけど、私も報酬そのものについては、先ほどからあるべきだという立場で言っているんですけども、協議会の中で今後話し合いが行われていくということでもありますので、できれば、この意味合い、位置付けからしても、やはり回数ごとの報酬ではなくて年報酬として支給されるべきであろうというのが根本にあるんです。そうあるべきだと思うんですけどね。

もう一つ、協議会の委員そのものの選出時期というのは大体いつごろになるんですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 委員として選出すること自体は、まず4月1日あたりを考えております。実際、具体的に委員の選出を地域の中に協力を求めながらやっていくというものは、大体地域の区役員というものが選ばれるのが年末ぐらいからとお聞きしておりますので、仮にこの条例をお認めいただきましたら、すぐに地域にご相談に入って、選びに入らなければ間に合わないだろうなということは想

定しております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 3月末までにきちんとした委員さんが選出されてくると思うんですけど、前にいただいた、11月5日の地域自治区制度についてという資料の中の別紙4の1というところで、地域協議会の構成員の検討状況というのが一覧表で載っておるんですけど、新城地区が行政区長9名、行政区推薦1、2名の各9を掛けるから27名以内、これが一番上にあるんですけど、基本的にこれで進んでいくということで間違いないですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 こちらを基本線として、地域の中にいろいろご相談をしながら選ばせていただきたいというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今の丸山委員の示された準備会の委員の構成一覧表で確認します。

そもそも地域自治区制度が自主的なまちづくりということなんですが、この構成メンバー表を見ますと、ある地区ですと、全部充て職と言っては失礼ですけど、肩書のついた方を全て当てはめておるような地域があります。これはこの地域で決めたことですので、それに対してとやかく言うつもりはないんですけども、こういう地域協議会の構成で果たして自主的なまちづくりが可能なのか、肩書がついているから仕方なくそこで出ていくような人たちと言っては失礼かもしれませんが、そういう人ばかりではないと思いますけれども、そういう危惧もされるわけです。

本来、その地域の中で自主的に、本当に自分がこういったまちづくりをしたいという思いのある意欲的な方が選ばれるシステムにはなっていない地区がかなりあると思うんです。それをもう少し、そういった思いのある人、偏った思いのある人はだめですけど、そうではない本当に純粋に地域のために頑張ろうと

思う意欲のある人が選ばれるような構成にすべきだと思うんですけど、当初のスタートはこういった形でないとなかなか人選ができないということがあるかもしれませんが、そういった要素、中には推薦という部分があるものですから、そこからそういう人たちが上がってくる可能性はありますけれども、構成的にはみずから思いがあって、まちづくりに取り組める人材をこの中で採用していくような仕組みを、スタートはこれでいいでしょうけど、やはり回を重ねるごとというか、年を重ねるごと、経験を積むことによってこういう人材も必要になってくるというような話が、その協議会から自然に沸き起こってくるような誘導の仕方、誘導と言っては失礼かもしれませんが、そういった指導をして、本当に思いのある人たちが集まってまちづくりを考える構成にするようなほうに指導していくべきだし、いくつもりでおられると思うんですけど、そういう考え方でいいのか。この構成を固定化させないような仕組みを考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 私どもの思いは、まさに今委員がおっしゃったことと全く同じでございます。やはり立ち上げという当初のところですので、既存の地域の中でいろいろ活動をされている方と私どもの理念というところをいろいろご議論いただいた結果がこちらにあらわれているのが、現段階でのということだと思います。

私ども、当然のことながら自治振興事務所というものを設置して、地域協議会の運営に当たってまいりますので、今委員がおっしゃったように、事務局としては粘り強く、今回でも区長会だけでいいんじゃないかというご意見がある中を、私どもはやはり地域の多様な意見、若者や女性といった方の意見もお願いしますということで、お願いをした結果が

このような形になっているというところです。そうした方々を入れてみて、いいじゃないかということでどんどん広がりを持っていくようにしていくというつもりで運営をしていくということは、内部で意思統一を図っておりますので、ぜひそういうふうになるように持っていくますし、そういうようなご助言、ご助力を賜るとありがたいなと思っている次第です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 我々議会もそういうふうな形であれしていきたいと思うんですけど、あと一つ、今の話にも出ましたけど、やっぱり女性の登用がかなり少ないという部分で、附属機関の設置要綱の中には30%以上を27年目標というようなのがありましたけれども、ある程度、当初はやむを得ないかもしれませんが、そういった数値目標ではないですけども、そういったことも示しながら女性の登用と幅広い年代層の登用ということも含めて、指導、助言をお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 報酬に絡んで、最初のほうで私が行政区長のことをご質問しましたけれども、この一覧表を見ますと、各行政区長が必ず載っているというところがほとんどですね。それで、やはり地域自治区そのものの制度を存続させていくためには、今の新城市内の現状を見ますと、やはり行政区長さんがこの中に入らないと続いていかない、これは目に見えていますから、実態を見ると。地域で地域づくりをしていこうというような盛んな、旺盛な人というのはなかなか実際に出てこないです。地域で盛り上げて、そういう人を育てていこうという気概もないというか、そうばかり否定していてもいけませんけれども、やはり引っ張っていくのは行政区長さんかなと私は思うんです、現状から見て。

ただ、行政区長さんというのは行政区の区

長としての仕事もあるということで、その辺は当然頭に置かれて、こういう形に、地域で検討した構成員というのはこういうふうに示されたと思うんです。

その中で1個例をとりますけれども、私たちの地域、鳳来東部地区になるんですけども、東部地区におきましては、私たちの地域は来年度に大役になるということで、浅畑という小さい行政区、30軒のところですけども、大役というのは下の区長単位推薦5名以内というところに入ってくる可能性があるということで、前もって1年先、2年先、3年先、ずっと10年先までもパソコンにデータを組み込んで、各集落の誰がやっていくところまでつくり上げました。その中で、前もってどういう人を推薦していくかという構成まで、みんなが元気でおるということを想定してやっているんですけど、そういう継続的なことを地域の中で、地域ぐるみでやっていくことがまず必要であると思っております。

この東部地区を見ると、例えば全ての皆さんが1年なんです。部分的に大野地区が多分2年です。あとは1年で交代しちゃうんです。下江議員さんの一般質問の中でも答えられましたけれども、この任期の問題、これは2年と無理やりにやっていくのは不可能なことなんです、現状。地域事情があるので、1年で区長さんたちが必ず変わっていく。これを2年にするというのは非常に大変なことであって、地域の中心になって、リーダーとして育てていくということは、前の総務部長のときにも盛んに言ってみえましたが、そうなる現実、若い人たちが仕事を抱えながらというのは非常に無理があって、地域の実態というのをしっかりつかんだ中でやっていると、リーダーは生まれてこないし、不可能に近いと思います。

だから、あえて上越市を見たときに、その辺で失敗しておいて、今は改めて変革の時期が来ているのかなと思っています。

だから、地域で出された構成員というのを、私はもっと大事にすべきであると思うし、重きをこここのところに置いていただいて、軽はずみに決して考えてはいないし、地域のほうは、行政区の区長さんの役割と協議会の委員さんとしての一方の役割というのを、しっかりと重きを置くためにも報酬そのものについては真剣に考えていただいて、先ほどの資料をいろいろ見ると、滝川委員さんからも言われましたけれども、算出方法をこうやって明示すると問題が出てくるので、3千円なら3千円とすると、年間なら3万円でもいいんですけど、そういう方針できちんと位置付けてやっていくという重きを置いていただきたいと思うんです。

そうしないと、私も地元へ帰って説明もできないし、何でこのために、私たち30軒の集落の中で5年先、10年先まで地区の協議会委員の選出方法まで考えてやっていかないといけないのかということになっちゃいますから、その辺のところをもっと真摯に考えていただきたいと思います。想定して考えておられますよね、もちろん。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 想定しております。報酬の根拠を示す点につきましては、報酬の根拠をお示したほうがなぜそういうふうに考えたのかというところがわかりやすいかなというところでご提案させていただいておるといふ次第でございます。

あと、先ほど最初のほうに委員さんがおっしゃった委員の選び方というところについては、私どももかなり慎重に対処しております。実際問題、ある地域では既に実質的な委員選びというものを始めている地域もあり、こういうことを考えているというご相談をいただくこともございます。そうした中で、やはり地域の中で考えていくと2年任期というものが必要ではないのかという議論が出てきて、設立準備会にいる自分が行くのは嫌だけれど

も仕方がないという形でおっしゃって、もしできた暁にはわしが入ろうというようなことをおっしゃってくださる方々もいますし、また1年の任期でやるつもりでいたはずなんですけれども、出てきた案を見せていただくと2年で、しかも食い違いで委員が必ず継続するような案をお見せいただく地域なんかもあったりしまして、私どもとしましては、例えば鳳来東部地域は現在このような状況になっておりますが、実際の委員を選ぶという段階になりましたら、そういった他地域の情報提供などを行いながら、やはりこういう方法はいかがでしょうかという、ただ地域の事情、選ばれる方の事情というのもございますので、無理強いすることはなかなかできないとは思いますが、ご相談をさせていただきながら慎重に対処していきたいというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 報酬の趣、意味合いというのをしっかりと押さえていただいて、知らしめていただきたいと思います。この3千円というのは非常に軽いと思うんですけど、区長さん以上の仕事をやらなければいけない、市からの要請に応じた協議会が開催されて、それを協議して、それを各区におろしていく。各区から上がってきたものを、また協議会を開いて市に届けるというような、その繰り返しが行われるということが想定されますけれども、大変な作業だと思います。大変な作業で、前面に出るのは地域協議会というものが前面に出るものですから、報酬そのものについてももっと僕は重きを置いてもいいかなと思うんですけど、再考をお願いしたいぐらいです。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 報酬に関するお考えをいただきまして、ありがとうございます。ただ、私どもとしましては、現在ご提案のところにつきましては、ご提案の考え方でござ

いますというご説明をさせていただいたというところでご理解いただければと思います。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 今までのお話を聞かせていただきまして、最初の提案のとき、これは報酬とかに関係してくるわけですけど、無報酬で地域自治の理想的な提案をされたということだと思います。23年4月ぐらいからですか、23年度になって説明会等でいろんな声があって、出るのが大変だという声があったのが、私も何か所か出させていただいて聞いております。ということで、この新城市の現状から見て、何らかの費用を支払うべきだというのは、私はそう思っています。もう一つは、先ほどの役職の面についても、新城市の現状からすれば、区長さんを含めた現状に合わせたような役職の人も地域協議会等に参加して行って、住民活動をスタートさせてもらうというのが現状だと思います。

ただ、報酬に関係してくるわけですけど、報酬の金額であったり、金額に関連した年間の回数であったり、そういったところで住民活動を制約するというのか、この辺でやめとこうかみたいなことになっても、最初の考えとはまた違ってきてしまいますので、その辺は何か柔軟性を持たせたものにしておいたほうがいいかなと思います。

これは質疑というよりも動議を出したいと思うんですけど、報酬の主な点について少し議員間の自由討議をしたいなと私は考えておりまして、暫時休憩を、部会に切りかえてそういう時間を取っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ほかの質疑が終わってからでいいですか。報酬の部分は大体終わったんですが、ほかの部分がまだです。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄副委員長 質疑があれば、それが済んでからということで、動議を出したいと

思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 地域活動交付金の各地区で決めたことについて、それぞれの地区が交付額の上限だとか、交付率をいろいろ準備会で決めていただきました。その一覧表を見ておるんですけども、まず交付率、交付の上限額が50万円から、少ないところで20万円、地区によって交付金の額が違うものですから、50万円だと限られてしまうということで、それぞれの判断で上限額を決められておるのはいいんですけど、その根拠がいまだによくわからない。最初に市側が提示した案が50万円だったから、それに右に倣えみたいになったのかなという部分もあるでしょうし、余りたくさんのお金を一つの団体にというのも不適切かもしれません。そもそも交付金は市民の税金でという意識を皆さんに十分自覚していただく必要があると思いますし、それを使う以上、公平性、透明性、公正性、適正性、そういったものを全て十分に担保できるようなことを意識していただかないといけないと思うんですけど、そんな中で交付率が100%と90%に分かれているわけですけども、以内という表現はされていますので、全部100%とは限らないでしょうけれども、100%にした場合に、それだけの自分たちが動いた事業をやりたいという、税金を使ってやるのに全部を税金でお願いするのではなくて、やはり自分たちでも必要な資金を出してというか、負担をしてまでやるべきだと私は思うんです。それだけの思いがあるんだったら、自分たちで持ち出してもやるべきだということで、ある程度の責任上でも自己負担を求めて事業をやることが私は大事ではないかと。自分たちでお金を出してでもやりたいんだけど、ここまで出せないから税金を使ってやるというような意識を持っていくためにも、100%というのは私はまずかったのかなと、その辺も修正していただければと思いますけれども、

今後の運用の仕方を見て、状況によって、またその辺の話が出てくるかもしれませんが、100%以内、以内がついていきますけれども、100%、全く自己負担ゼロで出てくる可能性もありますので、その辺はある程度の指導をするべき、何とかするべきだと私は思いますけれども、その辺は、そういう考え方についての説明は準備会でされたのか、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 そのあたりにつきましてはご説明させていただいております。パーセンテージを提示するときには、金額とパーセンテージにつきましては全くの自由討議にしますと、なかなか収まりがつかないので、ある程度は絞って案みたいなものをくれというところがございますので、まず市役所として現在のめざせ明日のまちづくり事業というものを一つの指標としてお示しさせていただいております。その中で地域計画に基づく事業につきましては上限50万円で、めざまちについては90%という形になっておりますので、そのあたりを皆さん意識されて90%、50万円という上限額が多かったのではないのかというところがございます。

金額につきましても、いろいろ皆さん方、50万円だから50万円でいいやというわけではなくて、それぞれにああいった事業はどうだ、こういった事業はどうだ、これだと狭くなり過ぎる、具体的にどんなものが出てくるかわからないという中でさまざまにご議論いただいた結果、このような形になっております。

交付率につきましても、やはり100%というのはいかがなものでしょうかという投げかけを、むしろ事務局からさせていただいた部分もございます。そういった中で、ただ地域活動交付金につきましては、めざせ明日のまちづくり事業というのは市民活動を育てていくというような発想から、先ほど委員がおっしゃったような、自己資金というところでや

る気を見せてくださいという発想があるというところもご説明させていただいております。地域活動交付金を議論する中で、そういったことについて理解を示す意見がある一方、地域が元気になる中で1割の自己負担というのが実は大きな足かせになっているんだということをおっしゃる委員さんもみえました。

さらに、実際問題、費目を提示させていただいております。その中で、例えば飲み食いはだめですと、例えば暑い炎天下の中で作業した場合のお茶はいいですけど、その団体の人たちが昼飯を飲み食いすることについてはだめですというようなことを言っておりますので、そうすると持ち出し部分というのは発生せざるを得ないというようなことを思ってみえますし、そういったものはどんどん削っていけばいい。だから、100%以内というふうにしておいて、あとは削ればいいのかというところで決まってきた結果ということでご理解いただければと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その辺の意図を十分に各準備会で理解しておっていただければ結構だと思うんですけど、そもそも交付の上限額をパーセントで議論すること自体がふさわしくないと私は思いますので、やはり中身で審査するのが本来の筋であって、パーセントであらわせるものではないということもあわせて皆さんに理解していただけないとまずいと思います。

それから、募集期間や審査時期によって追加募集をするところが3地区ほどございます。この辺はどういう議論で3地区、私は東郷にも立ち会っておりますけれども、よく理解できないのは、何でそんな追加募集をしてまでと言いかけたんですけど、地域活動交付金は翌年度に繰り越せないということでやられていると思うんですけど、そうすると自分たちに与えられた地域活動交付金を何とか使い切

ろうというような意識が働いたとしたらふさわしくないでしょうし、追加募集をしてまで交付金を有効に使うという解釈ならいいけど、どうも消化型になる危惧があるんですけど、その辺に対してどういうふうになれば、本来はその年にやりたいことを最初に出していただいた中でやって、お金が余って余裕ができたから追加するというレベルになると私はまずいと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 そのあたりもご議論をいただいております、どのようなご議論だったかというところですけども、特に今回は25年4月から始まるならばということでご議論をいただいております。その中で制度というものがまだ、浸透というものがなかなかしづらいのではないかとという中で、気づいたら募集が終わっていたという可能性が非常に高くなるんじゃないかというところを懸念される声がありました。そうした声に対して、出し忘れちゃったという人を救ってあげたいというような意図から2回目をやるべきではないのかと。ただ、私どもとしてはブレーキをかけるわけではないんですけど、委員さんの負担というものも発生してまいりますので、2回目をやられるということは、当然そういったことが発生してまいりますということもご説明したところ、そういったことは地域のために引き受けるべきではないかということから2回ということも、ただそれも今回の委員が言って、来年の委員がやるというわけにもいかないものですから、そういったことも念頭に置いて募集をかけてくれということで、我々事務局側に注文がついたというふうにご理解いただければと思います。私どもは実際に、そういうふう注文を受けたと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 消化型ではなくて、出し忘

れ、期限を過ぎていたという部分であるなら、こういった形ではなくて、ちゃんとそこを周知徹底させるほうでの努力をすべきであって、救済するほうにするのではなくて、その前の段階で周知徹底を図る努力をするのが本筋のはずですので、そこをちゃんとやっていただきたいと思います。

それから、継続についてですけども、地区によっては最大5年までとか、いろいろ前年度の状況や成果を踏まえてという、いろいろな判断が書いてありますけど、継続事業は継続しないと目的が達成できない事業については、要するに1年では達成できない、単年度では達成できないまちづくりについては継続を認めるべきでしょうけれども、単年度で完成することを、成果を見て、また翌年とか、そういう同じことを、改善しながら当然やっていくでしょうけれども、5年間最大続けるということはふさわしくないような気がします。そこまで5年継続してやる必要があるような事業だったら、本来は行政がやるべき事業になってしまうのかもしれないし、捉え方にもよるんですけど、複数年かからないと目的が達成できない事業については継続扱いは当然、年度ごとの成果を踏まえて、段階を踏んで、達成までに5年かかるから5年だと、そういう継続性ならいいんですけど、議論の中で聞いておいたら、そういうことまで継続の対象で考えているのという、傍聴しておってクエスチョンに思ったものですから、その辺の指導をもう少し明確にしないと、単に最大5年継続という扱いですと、本当にそれが地域にとっていいことなのか、その事業にとっていいことなのか疑問に思う部分があったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 その点につきまして、継続というところにつきまして議論の中であったのは、地域にとっていいことは継続していけばいいじゃないかというところ

のような考えになっているところが大半でございませう。

ただ、そうした中で委員さんがおっしゃったような懸念というのも当然出てまいります。計画性を持って、それが事業効果を生み出すためには複数年が必要である場合、単年度で完結するものが漫然と、ただ地域にいいということだけで行われていく場合というのも当然考え得ると思います。そうした中で、やはり財源といいますか、金額には上限額がございませうので、やはり有効活用を行っていく中でそれぞれの事業について、例えば漫然と行っているものでも最初は活発にするためにまず出していただこうと。だけど、漫然としているものは徐々に淘汰していこうというようなところの議論も行われておりますので、このところについては今後には是々非々という部分がかかなりあるというような議論の経過がありまして、その部分をご報告させていただくということでございませう。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 議論を聞いておって、例としてふさわしいかどうかわかりませうけど、河川の中の草を刈るのを5年間やりたいとかいうような、単年度では、毎年生えてくるんだから5年間ぐらひは継続だという議論を聞いたときに、これは事業でやることじゃなくて行政の仕事でしょうと私は思ったんですけど、余計なことは言えなかつたものですから黙っていたんですけど、そういった議論があったものですから心配な部分があったので、適正な指導をお願いしたいと思ひませう。

○中西宏彰委員長 ほかにどなたかございませうか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ついでに、交付金の対象事業というか、何に使うかということの例が示されておりますよね。そもそも地域自治区制度をつくつたのは広範囲な地域事情、いろんな地域の事情があつて、それぞれ地域の抱え

ている課題が違ふとか、地域のあれが違ふということ、当然それぞれの地域によるまちづくりの活動も違ふということであれば、市一律の基準を当てはめて交付しませうでは本末転倒で、やろうとしている地域自治区の趣旨と反する形になると、この前の全協のときにも言つたと思ひませうんですけど、本来だつたら自分たちの地域はこういうことにお金を使つていくんだということ自分たちで考へて、決めていくのが本来の筋であると思ひませうんですけど、当初のスタートラインはなかなか難しいかもしれませうけど、それを地域の人たちで考へていくことからスタートしないと、こういうことに使つていいですよと、市内一律で同じ基準を渡したら、やろうとしていることが本当の意味では違ふと思ひませうんですけど、スタートラインがなかなかできない、そこまで一気に持つていくことは難しいかもしれませうけれども、その地域がどういったものにこれを使つていくかという基準をそれぞれの地域で考へていつていただくのが本筋だと思いますので、そういった指導をすべきだと思いますが、いかがですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 おっしゃるとおりだと思います。地域担当制度で地域計画をつくつてくださうと言つて、結果的にできていないという地域もかなりあるような状況です。その中で私ども地域担当制度の中で得た教訓というものは、ただ単に計画を立ててくださうというものなかなか難しい。実際にこういうことがやりたいという小さなことの積み上げの中で、だんだん大きな計画になつていくということに理解を示される住民の方々も結構いましたので、そういう意味で、先ほど委員さんがおっしゃつたような計画的なところがあつて、それに基づいて動いていくというのが理想的ではあると思ひませうけど、先ほど委員さんがまさにおっしゃつたように、段階的にこういう活動を通じていろいろな事

業計画を複数立てていく中で、その複数計画が重複などで不合理なところが出てきたときに、整合性を取るといような形で徐々に自治区の総合計画みたいなものが見えてくるのではないかとこのところを期待している部分もありますし、自治振興事務所としては当然、職員はそういったことを意識して地域に対して助言、指導を行っていくということを現在予定しておるところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 計画というほどの大それたものでなくてもいいんですけど、私たちが視察に行った上越市は本当に地域ごとに、自分たちでどういったものに交付金を使うかという基準を定めてしていましたので、そんなに難しく考えずに、それぞれの地域の人たちに考えていただければ地域性があるし、伝統文化を考えているとか、環境を考えているとか、それぞれ地域課題が違うものですから、どういった活動に使おうというのはそれぞれの地域で必然的に湧いてくるとお思いますので、計画をつくって、計画書をなんて構える必要は私はないと思いますので、もう少し大らかに、緩やかにその辺を考えて、そういった方向性に持って行っていただきたいとお思います。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今に関連しまして、地域支援員の関係でありますけど、職員の体制ですけど、資料をいただいた中で十分理解はできますけれども、特に地域活動支援員の関係でありますけど、前にいただいた、横書きでいただいた支援員制度についてということで、制度の目的からずっと書いてあるんですけど、この中で一番下を例にとりて、地域活動支援員の資格を取得するにはということ、これも前回説明していただいたんですけど、地域活動支援員の資格というのはどういう目標を持って、と役所の中では考えておられるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 今、丸山委員さんがおっしゃったのは11月21日のときにお配りさせていただいた資料の中にあるものでございます。そちらの中で地域活動支援員制度の資格を取得するにはということと設けさせていただいておったり、そもそもこれはどういふふうを検討したのかということですが、まず地域の中における職員というものはどうあるべきかということから練り直しております。まず、やはり出てきたのが、制度の目的にありますようにパイプ役としてきちんと信頼を得るべきではないのか。そして、地域住民として地域の中を盛り上げる活動というものには積極的に参加していく。それが、例えば地域のお役的なもの、お役と言っているのかあれですけど、行政区であったり、PTAであったり、消防団であったりといったものは、やはり自己の家庭の都合というものも当然あるかとは思いますが、できる限り積極的に取り組んでいくべきであるということと、ここに結論が落ちつきまして、その中で地域住民にとってどういうものが必要とされているのかということと、地域活動支援員とはということと地域活動の中に積極的に参加していこう、パイプ役としてやっていこう、地域から依頼があったときには依頼にこたえようというような仕組みになっていったと。

そうした中において、どのような能力が求められるのかということとを考えた結果が、「地域活動支援員の資格を取得する」にはということになっていったということとでございます。やはり活動支援員としてどのような方向を目指していくのかということと、しっかりと一度整理するような意味でお話をお聞きしたほうがよろしいのではないかと、大学教授、愛知大学の鈴木誠教授を想定しておるんですけど、そういった方にまず地域自治制度というもの、あるいは市民自治というものについて

てしっかり、市民自治というものを考える中で、例えば本市が地域自治区というものが導入できれば、それがどのように使えるのか。あるいは、地域自治区制度というものが無いにせよ、市役所の職員が地域を盛り上げていくためにはどういうふうなことを行っているのかというような事例を教えていただいて、その中で地域自治区制度があると動きやすいよというような話などもしていただくことも考えております。

そういった制度的な理解、新都市の置かれている状況というものを把握した上で、やはり地域の中で活動を行っていくとなりますと、地域活動というものはどうなんだと。例えば、自分が今まで生きてきた経験の中だけでは知らないような地域活動というものもありますよと。そういったものについてどういうふうにやっていくんだというところをある程度、座学ではなくワークショップのようなところで深く考えていただいて、そういったものの根本には、最終的には対人折衝能力、コミュニケーション能力というものが重要になってきますので、そこのところをもう一度再確認するという意味でワークショップを行っていただく。

全て育成カリキュラムにつきましては、大学入試のように落とすことを目的としているものではございません。全協などでもご意見をいただきましたが、全員が地域活動支援員になるべきであるというようなご意見をいただいたかと思っております。私どももまさにそのとおりだと思っております。今、実際問題、既に地域の中で、例えばお役以外にも少年野球などの指導をしていたり、地域の中でさまざま活躍されている市役所の職員もおります。そういった方々が別に試験で認められるわけではなくて、せっかくあなた方がそういうことをやっているのであれば、もっと地域のためというところを意識しながらやっていただくよりよい方向に行くのではないですかと

いう制度提案というふうにお考えいただければと思っております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。一番下の資格取得の関係ですけど、どういう目標、計画を持っておられるのですか。1年間で何かをするとか、そういうことはありますか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 まず、育成カリキュラムですけども、全3回ですので、一月に1回程度ということで育成カリキュラムを受講していただきます。例えば、①ですと今回は12月にやるような予定でございます。②、③につきましては1回では全員が受講できないと思いますので、2回程度に分けて、それぞれカリキュラムを実施しまして、最終的には認定試験というようなものを受けていただくというような形になります。なので、都合4カ月必要という形になりまして、これは毎年度実施してまいるということになります。

資格を取得して、それで終わりという方もみえれば、実際に活動支援員として登録しますというように人事課に登録して、例えば地域から依頼があったときなどには、そういったときに地域に出向いて助言、指導などを行うというような流れになってきます。

ただし、例えば子育てに忙しい、介護に忙しいということなどで地域活動支援員をとってもやっている余裕がなくなった場合には、人事課に対して登録抹消を申し出まして、一旦抜けるというようなことが可能になると、そういう仕組みになっております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 年間どのぐらいを目標に、何人ぐらいを養成していこうというお考えですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 今回は、まず10地区5人ということで50人ということの一つの目標にしております。現時点で70人の応募が

あるというような状況でございます。

今後につきましては、それぞれの地域である程度の人数が補充されるということで、20人程度の応募があればいいなというふうに考えております。ただ、それにつきましては募集勧奨などを行って、どの程度集まってくるのかということについては、その時点での地域活動支援員の各地区の状況などを見ながら、積極的な勧奨を行う地区などを設けてやっていくということを想定しております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 希望的なところで意見を言わせていただきますと、資格を取られると、また地方公務員でありますので、これは現職中はやっていただくんですけども、今までの例ですけど、退職された後の公務員の姿というのをいろいろ見てきているんですけど、地域にすごく貢献されている方、諸事情によって一切お断りという、いろんな趣味の方もおみえになるんですけど、ただ原則的に言うと、公務員というのは税金をいただいて市民のために動いているというような、一般市民の皆さんからの一般的な考え方からしますと、退職後も公務員のOBとして地域に貢献していただく姿というのはすごく光っておると思うんです、現状でいうと。退職後の姿も明らかにすべきところはしていただきたいというのは地域の声だと思うんです、願いというか。特に過疎地域に行くと、非常に強いです。

せっかくこういうカリキュラムを設けた中で、職員の今後のことも踏まえて、先の先までこんなことを言うてはいけませんけれども、やはり地域に貢献するような仕組みを、自治区をうまく活用した中で運用していただけるようお願いしたいなと思います。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 まさに委員さんがおっしゃるように、せっかくこういう資格、経験を積まれた方というのは、ある意味、地域の財産になっていくと思いますので、こうい

ったものをうまく活用していけるように、今度は自治振興事務所などが知恵を絞っていくのかなと。例えば、総合支所の集落支援員制度というようなものがございますので、そういった制度などを活用して、例えば非常勤嘱託員などとして活用していくということなども、特に中山間地においては望まれていることではないのかなと。そういったことも一つ視野に入れながらやっていこうという話はしておりますが、まだ具体的なところまでは詰めておりませんが、一応そういうようなことも念頭に置いて事務方では考えておる次第でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今、職員のところですので、関連して、以前いただいた資料に、市民自治社会の推進を強化する市役所の改革という中の3番に、全職員の意識改革を行いますとありました。そんな中で、全職員に研修を実施し、人事制度の改正というような表現がありますけれども、向けて、これまでにどういった研修をされ、今の資格の部分ともかぶるかと思えますけれども、その辺の研修の実施状況、全職員という表現の中で本当に意識改革が進んでおるのか、以前に独り言でぶつぶつ言わせていただきましたけれども、ああいった意識の職員もおったということを踏まえて、その後はどういった対応をされたのか。それから、それに伴う人事制度の改正とはどういう改正を考えておられるのか、その辺についてお願いします。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 研修につきましては、まず5月の段階で地域自治区の研修をやりまして、あとは消防職員などを含めて10月ぐらいに研修なども行っております。

ただ、研修といいますとただ単に座学を聞いているだけで研修効果がどれだけあるのかわからない。ただ研修を漫然とやっていたらいいというものではないということは私ども

も考えておりました、例えばそういったものの中で職員のやる気ですとかを引き出すような仕組みとしての一つの制度提案として、地域活動支援員というものも位置付けられているというのは事実でございます。

そのほか、地域活動支援員を検討する職員の有志の会の中から、やはり積極的な動き方を見せるには、足を引っ張り合うのではなくて、互いに高め合うような仕組みというものも必要ではないのかというところで、現在、職員提案制度というものを活用しまして、例えばほかの職員の行った活動について、何か市役所として望ましい活動をしたようなものについては、投書ではないですけども、いいねということで、そういうような活動について紙に書いて、それを人事課に提出して、人事課から所属にフィードバックされるような仕組みというものが現在提案しております、これが通れば、そういった仕組みというものが導入されてまいります。それを職員の意識改革につなげていくということを考えております。

ただ、それとは別に、制度そのものを理解していかなければ当然だめというところもありますので、やはり制度周知というものも図ってまいりますし、新採研修などではこういった自治区制度を座学研修という形でやっていくでしょうし、研修をただやるのではなくて、効果的にやっていくという中では、活動支援員の受講勧奨を行う中で意識的にやっていってくださいという部分があるというふうに思っております。今の段階ではこういうところですね。

人事制度というところにつきましては、今申し上げておるのは職員の、例えば人事異動について、自治振興事務所に異動というところにつきましては、職員にとってそれがいいのか悪いのかというのは、それぞれ異動することが迷惑に感じる職員もいれば、うれしいと感じる職員もいるというのが実態だと思

ます。ただ、その中でそこへ異動したいという職員も少なからずいるという状況で、現在でも来年度は自分になったらいいなということ暗に言うてくる職員もおります。そういったような人たちの発掘というものも地域活動支援の中でつなげていって、そういったところにつなげていくと。

ただ、直接的な人事制度というものに結び付けてしまいますと、例えばせっかくの厚意の活動というものが、何か出世のためであるとか、お金のためであるかというような形に曲解されてしまうおそれもあります。なおかつ、職員は本業を持っておりまして、その中で余った時間を割いてやっていただくのが地域活動支援員という中で、果たして直接的に市役所組織として評価すべき部分はどこなのかということも議論をしました。そうした中で、やはり本業というものがまず第一に評価されるべきということから、ただ昇任ですとか、そういったときには職員の総合力が問われる分野がありますので、そういったときに加味要素としては考えていくと、例えば地域活動支援員としての活動状況なども加味していくということは現在考えている状況でございます。ただ、どのような形で適応されるのかというのは、そのときのポストがあって、その中での判断ということですので、その都度判断していただくということを考えておる次第でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今言われたこと、前回の全協でもらったQ&Aの中にもその辺が出て、地域活動支援員としての実績を考慮して配属し、またその実績が昇任の際の考慮要素になりますという文章があるんですけど、そのことだと思わんですが、こういった形での人事制度への反映というか、その部分でこういったことが果たして、今言われたようなことでちょっと危惧する部分もあるわけですけど、その辺をもう少し配慮しないと、何か心配な

部分が、どう言ってもいいかわかりませんが、心配な部分があるんですけど、もう少しわかりやすい明確な制度にするのか、考慮します、配慮しますという表現で、何か主観的な部分が入る余地のある制度ではなくて、やはり誰が見ても公平な制度、客観的に見ても大丈夫だという制度にすべきだと私は思うんですけど、その辺は表現だけの問題かもしれませんが、わかりますか、言っている意味は。その辺を気をつけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中西宏彰委員長 丹羽企画課参事。

○丹羽貴裕企画課参事 その部分につきましては、確におっしゃるように、明確化しておいてという部分もありますし、逆に明確化することが活動の妨げになるというような部分もある中で、私どもも悩んでこのような表現になったというところがございます。やはり昇任や異動という部分につきましては、ある程度の主観的な部分というのも入らざるを得ない部分があります。そうした中で書き得る最大限の表現というものが、配慮であったり、考慮というところに落ちついてしまったというところがございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 表現は悪いかもしれませんが、要するにごまをすったり、要領のいい職員が重宝されない、本当に頑張っている職員が報われる制度にしてくださいという意味ですので、よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 先ほどの内容ですけども、動議を出したいと思います。暫時休憩、部会で意見交換ということでお願いします。

○中西宏彰委員長 ただいま鈴木副委員長から、委員間の自由討議のため休憩をされたい旨の動議が出されました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本動議は可決されました。

この際、しばらく委員会を休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時48分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第152号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第155号議案 新城市男女共同参画審議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 いただいた一覧表、多分同じだと思うんですけど、男女共同参画推進協議会となっているんですが、審議会と推進協議会、審議会が正しいのか、推進協議会が正しいのか。

○中西宏彰委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 審議会です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 じゃあ、この表の名前が間違っているんですね。審議会を探してもない

もので、どこにあるのかなと思っていたんですけど、審議会が合っていると。議案にある審議会を探したらなかったものですから、推進協議会となっていたものですから、違うものかと思ったんですけど、同じものですよ。

○中西宏彰委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 今年までは推進協議会でした。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、委員が10人以内ということと、先ほどお聞きした中で各種団体とか、見識を有する者、市長が必要と認める者というような、前回の質問と同じだと思いますけれども、それでよろしいですね。

○中西宏彰委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 結構です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、資料請求した、現状の附属機関の構成一覧表の中で、推進協議会の構成を見ると、さすがに男女共同参画ということで、男性が5人、女性が7人ということで、女性が多いということで、半々ではなくて女性が多くて、趣旨に添っているということでもいいと思うんですけど、これにも先ほど言った一人の女性の方が入っていますし、それも含めて全体の見直しを、幾つまで兼務させることが、果たしていいことなのか、悪いことなのかも含めて、幅広く市民の意見を聞くという意味ではいろんな女性に参加していただくのが正しいのであって、一人の女性が幾つも会に参加することは、私はふさわしくないと思いますので、その辺も配慮していただきたいと思います。

それから、今回は報酬ではなくて、需用費の中の報償費で1回5千円になっていたと思うんですけど、それを今回は見直されて、他の特別職と同じ7,500円にされているわけですが、メンバーの中に、例えばほかの会の代表で、要するに充て職的に入ってきているような方、要するに報酬をこのメンバーに全て支

払うのか、辞退してもらってメンバーも入っているのか、その辺の区別はいかがですか。

○中西宏彰委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 中には辞退される方もいらっしゃると思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは個人個人の判断ということなのか、例えば職業安定所とか社協の会長だったかな、そういった役職の立場でもって参加されている方に対しては報酬を支払わないという方向なのか、個人の判断に任せるのか、その辺の決めはあるんですか。

○中西宏彰委員長 高安秘書広報課参事。

○高安訓子秘書広報課参事 公職の方にはお支払いはしていません。

○中西宏彰委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 先ほど7,500円と言っていますが、これは日額ということで、今回の改正の中で2時間以内の会議については5千円ということですのでうたっておりますので、金額的には今までと変わらないということになります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第155号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第156号議案 新城市特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 まず、7,700円から7,500円に見直した根拠ということですが、資料をいただいておりますと、市職員の主査、係長以上の給料の平均時間単価を求め、それで会議時間を3時間として7,500円、2時間だと5千円というような説明でしたけれども、見直して7,500円、見直す前の7,700円の根拠はどうなっていたんでしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 見直しの前の日額7,700円、これは合併前の旧新城市の時代から日額7,700円となっておりました。今回、全体の報酬の支給単位、額について見直す際に、日額7,700円の根拠が何だったのかということ再度確認したわけなんですけど、はっきりした理由がわかりませんでした。

今回の見直しに当たっては、一つは多くの附属機関で非常勤特別職が出ておるわけですが、その非常勤特別職が出る会議には市役所側の職員は、多くの場合は主査、係長以上の職員が出ておるということで、その主査、係長以上の平均の時間単価をもとに報酬の金額をはじき出すのが、一つは判断の目安ではないかと。なかなか報酬額を幾らにするかということが明確な答えがあるものではないものですから、そういった出席者の面から一つは7,500円ということです。

もう一つは、県内の各市で報酬日額で多く採用されております金額というのがあります。うちで言うと7,500円なんですけど、9千円だとか、6千円だとかあるわけなんですけど、平成23年4月1日現在での県内各市の報酬日額の平均が7,521円ということになっておりましたので、非常勤特別職は各市町村で同じような附属機関が存在しておりますので、やは

り本市の職員の単価から導き出した7,500円だけでは根拠が弱いものですから、各市とのバランスということも考慮に入れて、両方がほぼ7,500円ということで、一緒になったものですから、それを今回の根拠とさせていただきます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういう根拠の出し方と、新城市独自の仕事に対する、役務の提供に対する報酬という考え方でいくと、また違った捉え方があるかと思うんですけど、なかなか根拠というのも難しいかと思えますけど、とりあえずよしとしたとして、個別にお伺いしたいと思うんですけど、例えば監査委員は月額、識見の者で7万5千円、議会は3万3千円、この辺は見直されていないわけですが、月額を見直さなかった根拠、当初見直すに当たっては勤務実態に即したというような表現がありましたけど、その辺を勤務実態に即したけれども、この金額がふさわしいのか。また、議会選出の監査委員と識見を有する監査委員は業務の内容が違うのか。約半額ですが、半分の仕事しかしていないのか、その辺は議員という立場があるのかもしれませんが、議会としての議員の役割という部分も、重なる部分もあるかもしれませんが、やっている仕事は恐らく同じ仕事、同じ日数、同じ回数です。でも、あえてそこら辺に差をつけているのは、多分、議員としての役割の部分で、議員で報酬をもらっているからという部分があるかもしれませんが、そうするとほかの議員の報酬との整合性がとれなくなりますけど、その辺についての考え方をお伺いします。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 今回の報酬の支給単位の見直しに関しましては、議員さんおっしゃるとおりに、まず勤務実態を調査させていただきました。その勤務実態に基づいて、自治法上では非常勤特別職の報酬は勤務日数に応

じてこれを支給するというようになっておりますので、基本は日額ではないかという仮定のもとに議論を進めてきたわけですが、やはり勤務の実態からして日額にふさわしくない勤務実態の非常勤特別職もあるということで、そうした中で年額で支給するもの、月額で支給するもの、日額のもの、その他として今回、スポーツ推進委員ということで、年額報酬と日額報酬の併用という形で設定をしたものがございますが、それぞれ簡単に申し上げますと、まず年額報酬にしたものの根拠でございますが、これは定例的な会議や行事等への出席のほか、年間を通して臨時または断続的な職務があるもの、したがって年間を通しての職務でありますので、月額や日額の報酬にはなじまないのではないかという考え方のもとに年額としたものでございます。

それから、月額のものですが、先ほどおっしゃった監査委員さんも含めてでございますが、監査委員さん、教育委員さん、農業委員さん等々でございますが、これらの職は専門的な知識や経験に基づく職務でございます。当然、毎月定例的な会議や行事等へ出席するという仕事もあるわけですが、職務を遂行する上で日々の研鑽ですとか、いろんな案件に対する事前の検討が必要だということで、単純に日額の報酬ということにはなじまないのではないかという判断のもとに月額とさせていただきます。

それから、日額につきましては、これは多くの非常勤特別職で採用しているわけですが、定例的な会議、あるいは行事等へ出席するという職務でございまして、通常は会議が何回に分かれることは実際にあるわけですが、1日単位でその職務が一区切りつくといったことで、日額単位でこれは支給すべきものではないかということで整理をさせていただいております。

それから、最後のスポーツ推進委員の年額と日額の併用でございますが、これは今まで

は年額1本でやっておりましたけれども、やはり出席する回数が委員さんによってかなり差があるということで、年間を通した職務があるということは事実なんですけれども、会議、行事等への出席の差がかなりあるということで、日額との併用制を取らせていただいたものであります。

それから、監査委員さんの識見を有する監査委員さんと議会選出の監査委員さんの差ということでございますが、委員のおっしゃるように、職務に特別な差はないと思っております。ただ、監査委員の中で識見を有する者から選任された方に代表監査委員としての役割を担っていただいておりますので、職務上、特にやることに差はないと思っておりますけれども、そういった役職の面も含めまして差を設けさせていただいております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 監査委員に限ってお伺いしますけど、役職のあれでそれだけ差がある、半分になっているわけですけど、議会から出ている監査委員さんは議員の仕事をやっているわけですが、プラス監査委員としての仕事をやって、それも識見を有する者と同じだけやっているわけですけども、肩書がないだけで、少ないけど監査委員にいいですかと聞けないもので、ほかで過去に聞いた理由をここで言うのはやめますけど、やはり本当の監査委員としての仕事にふさわしいだけの報酬は、議員の報酬とは別に考えて、ちゃんと払うべきだと私は思うんです。その辺、過去のいきさつは……。そういう判断で決めた経緯が、これは議会側の過去の意向、合併前からの意向だと思うので、その辺は聖域じゃないものですから、ちゃんと今回見直したなら、日額なり、報酬なり、仕事にふさわしい報酬としてだったら、ここへもちゃんとメスを入れるべきであったと思うんですけど、今後の検討課題ということでも結構ですけど、その辺についての考え方をもう一回お願いします。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 委員がおっしゃること、すごく理解はしております。

もう一つ、先ほど申し上げましたように、県内の他市とのバランスもございます。例えば東三市でいきましても、やはり仕事の内容は識見を有する方と議員選出の方と大差はないと思うんですけれども、差がつけてあるのが現実なものですから、なかなか一遍にここを同額ということまでは頭が及びませんでしたので、今後の検討課題とさせていただきます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、ちょっと下のほうへいきまして、委員長と委員で1千円上乗せをしていますけれども、1千円上乗せした根拠というんですか、金額の根拠と、委員長という代表の立場での1千円という意味、その辺についてはどういう判断でしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 委員長という役職からして、プラス1千円という、なぜ1千円かという根拠を申せと言われると非常に困るところがあるんですけれども、やはり附属機関としての役割は、構成員の意見を取りまとめて、それを市長に答申すると、個人の意見だけではなく、附属機関全体の意見をきちんと、構成員の方の意見を聞いた上で附属機関としての意見を取りまとめるという、役割としてはかなり重要な役割を委員長さんなり、会長さんが担うということで、その分、若干ではありますが差をつけるべきではないかという考え方のもとに、それが1千円が適当かどうかということは議論のあるところかと思えますけれども、事務局としてはプラス1千円という形で整理をさせていただきました。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 議会では当然、議長、副議長はあれですけれども、それ以外の議員は委員長であろうと、普通の議員であろうと分け

ておりません。今の論理でいくと、議会もそれに倣って委員長には上乗せしないといけない。それはこっちで判断しますけど、そういうことにもなりかねませんので、その辺、1千円が妥当かどうか、責任をお金であらわすということの難しさもあるかと思えますけれども、検討の余地があるのかなと思っております。

それから、次へいきまして2ページですけれども、情報公開・個人情報保護審査会が日額1万2千円から日額9千円にされて、その根拠が県下各市の報酬日額の平均にするという、ここだけ県下各市のあれを採用していますけど、これを7,500円にしなかった理由、何か7,500円ではまずい状況があるのか、特別に他の委員との違い、1,500円上乗せする業務の責任の重さとか、何かそういう根拠があるんですか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 これにつきましては、委員さん、弁護士の方や大学教授の方々にも入っていただいているわけですが、当初うちのほうも7,500円に統一できないかというような考えもございましたが、情報公開・個人情報保護審査会というのは情報公開なり個人情報の開示請求に対して非開示の決定をしたものに対して請求人から不服申し立てがあった場合に、非開示の決定が適切であったかどうかを審査する会議ですので、この審査会の決定については、請求人からするとかなり重い判断になってくると思います。同様に、個人情報、情報公開ともに他の自治体でも同じような審査会があるという中で、なかなか7,500円ということにしてしまいますと、弁護士さんにも入っていただいているという中でちょっと難しいのではないかという担当課の判断もございまして、どうしようかという中で、やはり県内各市の状況を見ながら、バランスも考えることが必要だという中で9千円という平均の日額をとらせていただいたと

いうものでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 考え方はわかりますけど、県内のバランスとかではなくて、責任の重さに対する対価として9千円がふさわしいかどうかという判断はすべきであって、よそと横並びにしておけばいいと聞こえてしまったんですけど、そういう判断だったらもう少し違った考え方の報酬がふさわしいかと思います。今回はあれですけど。

専門的知見という言葉が出てきますけども、弁護士さんだからというような表現だけど、専門的知見者の中には弁護士さんもいれば大学の先生もいる。でも、その人たちはほかのところでは7,500円だけど、今回はこの人たちは9千円とか、ほかの仕事とは責任や重み、情報に対する秘匿、責任感からの判断ということ、また違った判断が出てくるのかと思いますけど、今後の課題としてその辺もふさわしい報酬を検討していただければと思います。

気づいたところだけいきますけど、3ページの生活環境委員が年額1万5千円で変わらずですけども、この年額1万5千円のさっきの考え方でいくと、1年を通しての活動と勤務実態に応じたという部分で比べたときに、1万5千円という、日額で言うと年2日分になってしまうわけですけども、この1万5千円は生活環境委員として本当にふさわしい報酬ですか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 年額1万5千円が適切かどうかという議論になってしまいますと、金額の面ですので、いろいろお考えの違いが生じてくるかなとは思いますが、生活環境委員さん、市役所に来て、会議等も年に1、2回あるというふうに向っておりますが、それ以外は毎月定例のリサイクルの活動、プラス地区の集会ですとか、いろんな場面で年間を通しての、今日は30分行ったり、明日は1時間出かけたりということで、細かな職

務が断続的にあるということで、なかなか評価はしづらいんですけども、担当課としては生活環境委員さん、年額1万5千円で特に変更の必要性はないということで、今回上げさせていただきましても、これも今回の見直しが最後ということではございませんので、ほかの面も含めて、これは定期的にといいますか、見直しを随時図っていくべきものだとは思っておりますので、今回は変更がないということでご理解いただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、なかなか勤務実態をあらわしにくい部分があって、私が受けた感覚では1万5千円にはふさわしくない活動をされているのかなと受けとめましたけど、これも今後の課題として見直しの対象ということだと思いますので、お願いします。

幾つか聞きたいことがあったんですが、全体的な理論はわかりましたけど、今回の見直しによって全体の外部委員に対するあれで何か試算をされていけば、どのぐらいの全体で影響があるのか、減額になるのか増額になるのかも含めて、その辺についての見込みでも結構ですので、お願いします。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 今回、日額を改正したもの、月額から日額にしたもの、年額から日額にしたもの、さまざまございますが、23年度の支給額の実績、勤務の実績と全く同じ状態だと仮定した場合に比較いたしますと、今回の見直しによって約35万円ほどの減額になります。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 年額の意味合いについては理解できました。年間を通して断続的に活動をされていると。さっきの条例にも振り返ってしまったらいけないですけど、先に言っておくけど、委員会みんなの、自治区の推進協議会の委員さんは年額であるべきだということ

とで一致しておりますので、今説明していただいたとおりの活動だなというのは認識できました。年間を通しての継続的な活動、断続的な活動ということで、推進委員さんはおみえになるんだなと確認しました。

ついでに聞くんですけど、スポーツ推進委員、年額と日額にあえて分けていただいて、実態に合った形でされたのかなと思いますけど、年額基本4万円というのは、これは基本的な年額のスポーツ指導委員の役割を持った会議、スポーツ指導委員全体が動く年間行事というものからカウントされたのかな。それから、日額については実態に合った形で支給していこうという形で、そういう意味合いでよろしいですね。もう一度確認します。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 スポーツ推進委員については、委員のおっしゃるとおりでございます。定例の会議だけでも年に6回ございます。それは全員が間違いなく出席するということもありますので、それ以外にたくさんの行事がありますが、役職によっても出る行事、出ない行事がかなりはっきり分かりますので、そういった面で日額を併用させていただいております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第156号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第157号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第6条第4項中の後に55歳（市長が規則で定める職員）というのはどういった職員でしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 市長が規則で定める職員、これは医療職1表の職員です。お医者さんでございます。それについては55歳が57歳という形に規則で定めております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その後に出てくる市長が規則で定める者についてはどういった規則でしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 それが医療職です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その下のほうに、勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合という抽象的な表現がされておりますけれども、極めて良好、または特に良好というのはどういう判断基準を持って判断されるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 この極めて良好、特に良好、今、勤務成績については例規上5段階で評価しております。言葉どおり、極めて良好というのが一番よくて、その次が特に良好ということで、あとは通常標準というものがほとんどの職員に該当するわけですけど、これは人事考課の中で人事評価をいたしまして、今はおおむね全体の20%ほどの職員を特に良好、または極めて良好のところに位置付けをしておるわけですが、現在はまだ昇給には影響させてございません。勤勉手当の成

績率については勤務成績を反映させていただいております。ただ、例規上は昇給についても反映させることができるような規定にはなっておりますので、それは現在、人事給与制度を内部で検討しておりますので、そうした中で検討していきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ということは、ある程度は数値化と言っては失礼ですけど、第三者が見ても判断できるような形があるわけですね。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 そういうものが定められております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、最後に、これは24年度の人事院勧告ということですが、この改正による職員の給与に対する影響はどのような状況になるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 これは55歳を超える職員ですので、昇給幅も2号級が標準でございます。そうすると、大体1,300円かそこらの昇給額になるわけですが、影響する職員が158人おりますので、1カ月当たり20万円ちょっとの減です。昇給をしないということでの減ですね。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第157号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第158号議案 新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今までは要綱で設置されておって、学識経験者、大学の先生のことだと思えますけど、9千円と資料にあります。それを見直されて、これは一律7,500円にされたということですか。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回のご提案につきましては、全委員さん一律の7,500円というご提案でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 5人ということで、公職的な方は企画部長ですけど、この方は対象外ですけど、それ以外の方は支給対象者ですね。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第158号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第159号議案 新城市総合計画審議会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今までは総合計画をつくるときは審議会があって、それ以降は総合計画市民委員会という形で進捗の管理や優先事項とか、いろいろやられて、市民委員会をなくして総合計画審議会に統一というか、それにされたということですよ。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 従前におきましては、今おっしゃいましたように総合計画審議会におきまして、総合計画の策定につきまして事務をとり行っていたいており、またその進捗管理という形で総合計画市民委員会というものを設置し、そうした形で進めていただいていたのですが、今回、総合計画に係りまして所掌事務におきまして、その進捗という形につきましても入れ込むことによりまして、一つの条例におきまして二つの働きを行うような形で整理をさせていただいたものでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 資料によりますと、新たにということで構成員未定ですけど、市民委員会のときは報酬はどうなっていたんでしょうか。今回は日額の7,500円と示されておりますけど。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 市民委員会につきましても、従前、条例で定めをさせていただいておりまして、総合計画審議会と同額の7,700円というような形での条例での決めでございました。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 第7条で部会を置くことができると思いますが、この部会も報酬日額の対象になる部会ですか。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 この部会におきましては、先ほど申し上げました総合計画の策定におけます従前の審議会委員と総合計画の進捗を審議していただきます市民委員という二つの委員さんが存在することになりまして、こちらの部会におきましては従前の市民委員さんを市民部会というような形で考えております。有識の委員さんが総合計画策定の過程におきまして、そうしたところで審議会を行っていく中で、市民部会という形で市民委員さんが進捗管理をしていくというような形も想定されるところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと戻りますけど、

(6) 市内に住所を有する者と書いてあります。総合計画審議会のメンバー、構成員のことだと思うんですが、勘違いかもしれませんが、自治基本条例のところでは総合計画について市民に聞くと言っていて、その市民は在勤、在学、公益団体とかいうことになっていたと、勘違いでなければそうなると思うんですけど、自治基本条例ではそうになっていて、総合計画審議会では市内に住所を有する者と限定していますけど、その辺は整合性があるわけですか。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 現在の総合計画市民委員さんも公募というような形で広く募って、進捗について管理をさせていただいておるところでございまして、そうした従前の考え方と同様に広く市民意見をお聞きするというような形の中で、今回、市内に住所を有する者というような標記にさせていただいたところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかるんですけど、

自治基本条例では総合計画に対して市民に意見を聞くとかいうような表現があったんでしたっけ。そのときの市民の定義によると、在勤、在学、公益団体、そっちではそうやってうたっておきながら、こっちは市内に住所を有する者と限定しているわけですけど、その辺の整合性を確認しているんですけど。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 自治基本条例におきましては、第22条の総合計画等におきまして市長は基本構想、基本計画、その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては市民参加の機会を保障するというところのことでよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この市民参加の市民というのは、要するに住所を有する人だけではなくて、ここで出てくる市民の定義は自治基本条例で言うと、住民以外にも在勤、在学、公益活動をする団体を含んでいる市民参加を保障していると言っているんですけど、総合計画審議会では各種団体の代表、学識経験を有する者、市内に住所を有する者、新城市教育委員会委員、新城市農業委員会委員とか限定してしまっているわけですけど、一方では参加の機会を保障するという条例をつくっておきながら、こっちはその窓口を閉ざしていることに対する見解を伺っております。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 自治基本条例におきましては、市民参加の機会の保障ということにつきましては、市民まちづくり集会ですとか、さまざまな機会を通じて市の根本の構想、計画等につきましてご意見をいただきながら、市長がその意見を計画策定に反映するという大きな枠組みの中での考え方を保障しておるものでございます。

今回の新城市総合計画審議会条例におきましては、総合計画の策定事務という実務をとり行うにつきまして、有識者の委員、実際の

総合計画の進捗に関する件につきまして、こちらの条例に記載する枠組みの中での市民意見をお聞きするというような考え方で条例をご提案させていただいております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 自治基本条例では市長が基本構想、基本計画、その他施策の基本となる計画、要するに基本構想、基本計画は審議会がやることですよ。それについては市民参加の機会を保障します、意見を聞くではなくて参加を保障しておるんです。だけど、こっちは総合計画審議会では参加の窓口を閉ざしているわけです。そのことについて聞いているんですけど、今の説明はそれでいいかもしれませんが、おかしくないですかということをおっしゃっているのですが、いかがでしょうか。参加の機会を保障するということが、審議会委員になることも参加の対象に含めるのか、それは参加の対象じゃないということなのか、その辺です。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 自治基本条例におきましては、多様な参加の機会があり、それにつきまして市民の参加を保障するということでの規定だと。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかりますけど、ここに明確に基本構想、基本計画とうたってしまって、それに市民参加の機会を保障すると。基本構想、基本計画は審議会の審議事項じゃないんですか。それは広く開かれたところで市民に参加を呼びかけて、意見を伺うという捉え方なのか、審議会に参加することまではここでは考えていないということなのか、その辺が曖昧、捉え方によっては市外の団体でも、在勤、在学でも参加の機会が保障されていると受け取られかねない条文に自治基本条例はなっているんですけども、一方の総合計画審議会ではその窓口は閉ざしてあると捉えられかねませんが、大丈夫ですかということこ

とを聞いているんですけど。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 自治基本条例におきまして、広く市民参加の機会をいただきながら計画案をつくり上げ、その内容につきまして総合計画審議会に基づく構成員の方々でその内容につきまして具現化する形で市長へ計画を答申していくというような形になろうかと思えます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかっていますけど、単純に自治基本条例の第22条の2の条文を見ると、市民参加の機会を保障されているふうに捉えかねない条文になっていますけど、善意に捉える場合と悪意に捉える場合には解釈が違ってきますので、それとの整合性を考えた場合に自治基本条例のほうをいじらないといけなくなってきてしまうかもしれませんけれども、そういうこともほかの条文との関係で、総合計画審議会の部分についてはそういった危惧がありますよということをあえて言うことで、この場でどうしろということでは、できないと思いますけれども、そういうふうなことも、ほかの条文との脈絡を考えた場合にこっちにそれが影響してきますよということですので。その辺をご理解いただけますか。

○中西宏彰委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 今、委員にご指摘いただいたように、今回改正するものにかなり「市内に住所を有する者」という条文がうたってあります。これにつきまして自治基本条例との整合性につきましては、今後事務局で検討させていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第159号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第160号議案 新城市地域情報化計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 いただいた資料によりますと、女性の方がゼロですので、これもやはり女性の方の意見を聞くふうに今後努力していただきたいということと、報酬がありますが、報酬のある、なしは、当然市の職員の方や公的な方は入っていないんですけど、それ以外の公募された市民ですとかは当然報酬があるとして、団体の代表のような方、あるいは民間のそういった事業者、要するにケーブルネットワーク株式会社の企画部長、こういった方にも報酬はあるのかないのか、その辺はいかがですか。

○中西宏彰委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 報償費を払っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 これからは報酬になって、それは対象になるということですけど、ケーブルネットワークといえば情報化の一翼を担っている企業ですよ。その方が委員に入っている、この情報化計画に意見を申すということは、専門的な立場からも意見を申せますが、会社、民間経営の企業体として自分の企業に対する利益を誘導するような情報化計画をこ

の人が言うことができると私は思うんです。そんなことはないと言われれば善意に解釈すればいいかもしれませんが、そういった方が入っていることについての見解を伺います。

○中西宏彰委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 ケーブルテレビの事業者につきましては、市内全域にケーブルテレビを引いて、ケーブルテレビを使った情報システムの利活用という面から考えて、今回入れさせていただきました。ただ、委員さんがおっしゃるとおり、恣意的なものにつきましては、委員長をはじめ事務局でもそれをしっかり見ておりますので、その心配がないように進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そういう表現は甚だ不適切だと思いますので、そういうことはございませんとか、はっきり言わないとまずいと思いますけど。

○中西宏彰委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 済みません。そういうことはございません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第161号議案 新城市作手地区総合整備委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時45分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰